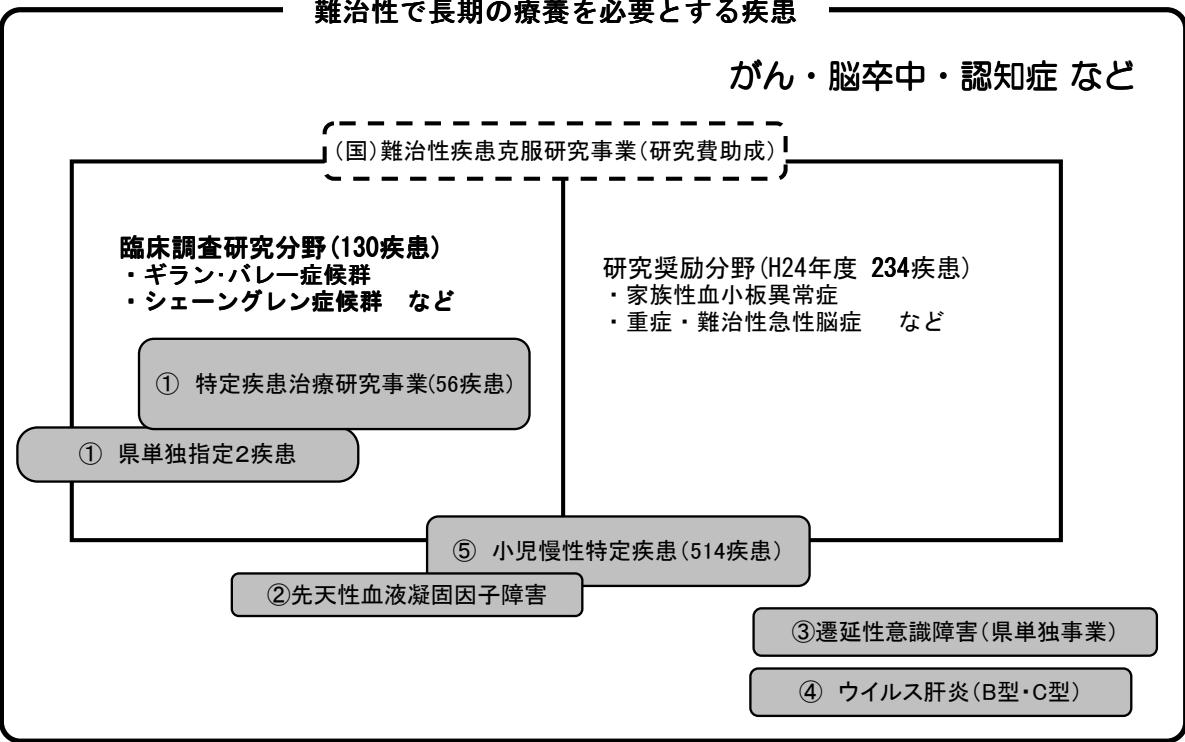


医療費助成の対象

* 網掛け部分が医療費助成対象 = 見舞金支給対象



障害者自立支援法



障害者総合支援法
【平成25年4月1日施行】

障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの※1)による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

◎難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができない※2が一定の障害がある人々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

◎受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

※1 《政令で定める難病等の範囲》
 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患130疾患と関節リウマチ(国)難病特別対策推進事業実施要綱(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)の対象疾患と同じ

※2 《現状》
 ★障害者自立支援法における支援の対象者
 ・精神障害者 ・身体障害者 ・知的障害者
 ★身体障害者の定義
 ・永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象 ・身体障害者福祉法別表に限定列挙